

保険適用への理解に差 性同一性障害、治療種別で


iii チェック

岡山大大学院保健学研究科の中塚幹也教授は24日、健康保険適用が認められていない性同一性障害（G I D）治療をめぐる実施したアンケート結果を公表、適用すべきだとの回答が治療種別の違いで14～74%と大きく隔たり、理解に差があることが浮き彫りになった。

保険適用に関し厚生労働省は「有効性や安全性で医療上のコンセンサスがなく、国民の理解も得にくい」と慎重姿勢。これに対し中塚教授はアンケート結果を踏まえ「治療のガイドラインは1997年に制定されており、正当な医療行為。治療の中身によっては一般の人にも十分理解してもらえる」と話している。

2011/05/24 06:07 【共同通信】

もっと知りたい ニュースの「言葉」

 性同一性障害（2009年12月21日）自分が考える心理的な性別と、肉体的な性別が食い違う障害。当事者は不一致に苦しみ、心の性に従い日常生活を送ることを望む。原因は判明していないが、胎児期のホルモン異常などが指摘されている。国内には1万人以上いると推測されているが、詳しい実態は分かっていない。性同一性障害特例法では／（1）／20歳以上／（2）／未婚／（3）／未成年の子どもがいない—などの条件を満たした人が、家裁に性別変更の審判を請求できる、と規定している。